

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和3年7月15日	
三重県知事 殿	
提出者	
住所	松阪市殿町1550番地
氏名	松阪市民病院
	開設者 松阪市長 竹上 真人
	(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号	0598-23-1515
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	松阪市民病院
事業場の所在地	松阪市殿町1550番地
計画期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	P83 医療、福祉/ 医療業
② 事業の規模	病床数 328床
③ 従業員数	696人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	【感染性廃棄物】 病院内各部署において特別管理産業廃棄物(感染性廃棄物)が発生⇒専用密封ポリ容器に入れて各部署より回収・運搬し、廃棄物保管場所(施錠可能な倉庫)にて保管する。 毎週2回(火曜日、金曜日)契約業者により収集し、処理業者へ運搬、焼却処理する。 焼却後は、処理業者による土木資材ヘリサイクルを行なう。

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

病院内各部署において、感染性廃棄物専用密封ポリ容器を管理している。専門職員にて各部署から排出される廃棄物を保管場所へ運搬し、施錠を行ない保管する。契約業者による収集の際、病院職員立会いのもと収集、個数等の確認を行なう。

- ・統括・管理責任者(院長)――・廃棄物適正管理に関する各種事項の決定、承認
・廃棄物適正管理方針の周知徹底
- ・管理推進者(各部門長)――・廃棄物適正管理の推進
 - ・看護部――各部署における廃棄物の保管、保管場所への運搬
 - ・事務部――委託契約・マニフェストの管理、委託先の現地確認。行政への報告、届出。廃棄物の引渡し確認。特別管理産業廃棄物管理責任者の選任

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【 前年度実績 】	
特別管理産業廃棄物の種類	この欄へは記入せず、別紙3の「前年度実績」欄に記載してください。
排出量	
①現状	(これまでに実施した取組) 感染性廃棄物専用密封ポリ容器に誤って一般廃棄物、産業廃棄物など他の廃棄物を混入させ廃棄物排出量の増加に繋がらないよう、病院関係職員に周知を行ない排出量抑制に努めた。
【 目標 】	
特別管理産業廃棄物の種類	この欄へは記入せず、別紙3の「今年度目標」欄に記載してください。
排出量	
②計画	(今後実施する予定の取組) 病院内で使用する診療材料等がディスプレイ(使い捨て)化が進む中で、今後廃棄物の排出量が増加していくことが懸念される。 今後も他の廃棄物を混入させないように努め、感染性廃棄物発生抑制に努めていきたい。

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 血液及び体液等が付着したもの、血液及び病原菌等が付着したパック、試験管、人工透析器具、手術器具など。 定期的な分別種類の確認を行ない、意識高揚及び知識向上のための勉強会を開催する。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 種類及び分別について、①現状の推進

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【 前年度実績 】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	この欄へは記入せず、別紙3の「前年度実績」欄に記載してください。
	(これまでに実施した取組) 実施していない	
②計画	【 目標 】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	この欄へは記入せず、別紙3の「今年度目標」欄に記載してください。
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし	

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【 前年度実績 】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	この欄へは記入せず、別紙3の「前年度実績」欄に記載してください。
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	
(これまでに実施した取組) 実施していない		
②計画	【 目標 】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	この欄へは記入せず、別紙3の「今年度目標」欄に記載してください。
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	
(今後実施する予定の取組) 実施予定なし		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【 前年度実績 】	
	特別管理産業廃棄物の種類	この欄へは記入せず、別紙3の「前年度実績」欄に記載してください。
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	
	(これまでに実施した取組) 実施していない	
②計画	【 目標 】	
	特別管理産業廃棄物の種類	この欄へは記入せず、別紙3の「今年度目標」欄に記載してください。
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし	

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【 前年度実績 】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	
	優良認定処理業者への処理委託量	
	再生利用業者への処理委託量	この欄へは記入せず、別紙3の「前年度実績」欄に記載してください。
	認定熱回収業者への処理委託量	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	(これまでに実施した取組) 再生利用業者への委託の推進 焼却処理の委託は、リサイクル可能な業者を選定 委託先の現地確認の実施 電子マニフェストの導入	

②計画	【 目標 】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	
	優良認定処理業者への処理委託量	この欄へは記入せず、別紙3の「今年度目標」欄に記載してください。
	再生利用業者への処理委託量	
	認定熱回収業者への処理委託量	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
(今後実施する予定の取組)		
可能な限り県内優良認定処理業者へ委託する 電子マニフェストを導入している業者に委託をする		
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度実績】	
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く)	82 t
	(今後実施する予定の取組)	
電子マニフェストの利用割合(電子化率)100%を継続する		
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報組織の使用に関する取組（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項のすべてを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。
- 9 欄及び※欄は記入しないこと。

} 記入願います
 }
 } 記入不要です

廃棄物の種類 項目			ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	合計量 (t)	合計量 PCB除く (t) *		
			引火性 廃油	腐食性廃 酸pH2以下	腐食性 廃アルカリ pH12.5以上	感染性産 業廃棄物	廃PCB等	PCB 汚染物	PCB 処理物	廃水銀等	指定 下水汚泥	有害 鉱さい	廃石綿等	有害 燃え殻	有害 ばいじん	有害廃油	有害汚泥	有害廃酸	有害 廃アルカリ				
特別管理産業 廃棄物の排出 の抑制に関する 事項	排出量 ①	前年度実績																			0	0	
		今年度目標				82																82	
自ら行う 特別管理 産業廃棄物の 再生利用に 関する事項	自ら再生利用を 行う特別管理 産業廃棄物の量 ②+⑧	前年度実績																			0		
		今年度目標																				0	
自ら行う特別 管理産業 廃棄物の中間 処理に関する 事項	自ら熱回収を行 う特別管理産業 廃棄物の量 ⑤	前年度実績																			0		
		今年度目標																				0	
	自ら中間処理 により減量する 特別管理産業 廃棄物の量⑦	前年度実績																				0	
		今年度目標																				0	
自ら行う特別 管理産業 廃棄物の 埋立処分に 関する事項	自ら埋立処分を 行う特別管理 産業廃棄物の量 ③+⑨	前年度実績																			0		
		今年度目標																				0	
特別管理産業 廃棄物の処理 の委託に関す る事項	全処理委託量 ⑩	前年度実績																			0		
		今年度目標				82																82	
	⑩のうち優良 認定処理業者 への処理委託量 ⑪	前年度実績																				0	
		今年度目標				82																82	
	⑩のうち再生 利用業者への 処理委託量 ⑫	前年度実績																				0	
		今年度目標				82																82	
	⑩のうち認定 熱回収業者への 処理委託量 ⑬	前年度実績																				0	
		今年度目標																				0	
⑩のうち認定 熱回収業以外の 熱回収を行う 業者への処理 委託量 ⑭	前年度実績																				0		
	今年度目標																				0		

(注) 特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書(様式第二号の十四)を提出する事業者は、本シートの前年度実績欄への記入は不要です。

(参考) 各項目の白抜き番号は、様式第二号の14 別紙4の項目番号です。

* PCBとは、上記の オ廃PCB等、カPCB汚染物、キPCB処理物 です。